

外国為替証拠金取引に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

平成 25 年 7 月

SBI FX トレード株式会社

(金融商品取引業者) 関東財務局長(金商) 第 2635 号

加入協会 一般社団法人金融先物取引業協会

外国為替証拠金取引をされるにあたっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険をともなう取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

また、外国為替証拠金取引の取引内容を十分ご理解いただくために本書面のほか、「外国為替証拠金取引約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験を考慮のうえ、お取引いただきますようお願い申し上げます。

目 次

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	4
外国為替証拠金取引の仕組みについて	6
・ 取引の方法	6
・ 証拠金	8
・ 決済にともなう金銭の授受	11
・ 手数料など諸費用について	11
・ 益金に係る税金	11
外国為替証拠金取引の手続きについて	12
外国為替証拠金取引に関する禁止行為	19
当社の概要について	22
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	23

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。この書面では当社が提供する外国為替証拠金取引に関して説明しています。

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

- ・当社で行う外国為替証拠金取引の取引手数料及び口座管理費は無料です。

外国為替証拠金取引のリスクについて

価格変動リスク

- ・通貨の価格の変動により、損失が生じることがあります。さらに、お客様の差し入れた証拠金の額に比して取引金額が大きいため、その損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けていますが、相場の急激な変動により証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

信用リスク

- ・外国為替証拠金取引は当社とおお客様の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引相手方とカバー取引を行っています。したがって、お客様は当社及びカバー取引相手方の業務又は財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

その他のリスク

- ・本取引における為替レートは、カバー取引先の提示する為替レートに基づいて、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。為替レートの売値と買値には価格差（スプレッド）があり、マーケットの状況によりスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。
- ・取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- ・マーケットの状況によっては、新規及び決済の注文ならびにお客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となる場合や、当社のカバー取引先等の状況により、一時的に取引条件を変更し、あるいは制限が加わる場合があります。為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要通貨の場合、高い流動性を示しています。しかしながら、主要国の祝日や市場のクローズ間際、週初など市場の状況によっては、為替レートの提示が困難になることがあります。また、ゴールデンウィークや年末年始などの休日における取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であっても為替レートの提示や注文の成立が困難となる場合があります。
- ・天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難又は不可能となる場合があります。
- ・外国為替証拠金取引では、売建てしている通貨と買建てしている通貨に対し、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは取引対象通貨の市場金利に応じて日々変動するため、スワップポイントもその影響を受け変動します。また、市場金利の動

向次第では、スワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあり、損失が生じるおそれがあります。

- ・法人のお客様の場合（レバレッジ 200 倍）、毎週末最終営業日の取引終了時間（夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30）の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制的に決済するため、意図せざる損失を被るおそれがあります。
- ・成行注文及び 2WAY 注文では、お客様の注文が当社のサーバに到達した時点で受付となります。このため、お客様が注文を発注した時の為替レートと実際の約定為替レートがタイムラグにより異なる場合があります。
逆指値注文では指定した値段に到達した時点で成行注文として発注されるため、お客様の指定した為替レートと実際の約定為替レートが異なる場合があります。

＜カバー取引先及び預託金残高の管理方法について＞

- ・当社のカバー取引相手方は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社です。また、SBI リクイディティ・マーケット株式会社は当社からのカバー取引に対し、欧米や国内の主要金融機関（銀行や証券など）をカウンターパーティとしてカバー取引をしております。
- ・お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、株式会社三井住友銀行へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益、当社の定める基準レートによって算出した損益評価額（スワップ評価含む）を加減算した金額とし、毎営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に株式会社三井住友銀行に追加信託することにより、区分管理必要額以上の残高を維持いたします。

外国為替証拠金取引は、クレーリング・オフの対象とはなりません

- ・外国為替証拠金取引においては金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による外国為替証拠金取引「SBI FXTRADE」は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

■ 取引の方法

a. 当社が取り扱う外国為替証拠金取引「SBI FXTRADE」の取引内容は次のとおりです。

取引形態	お客様と当社の相対取引
営業日	営業日は、取引対象通貨ごとに、国内の金融機関の営業日及び外国の金融機関の営業日を勘案し、当社が定めた日とします。したがって、日本の金融機関の営業日とは異なる場合もあります。休日は、元旦、祝日(注1)、当社が定めた日とします。詳細は当社 WEB サイトをご確認ください。 1 営業日は、原則として米国の夏時間は月曜日のみ日本時間午前 7:00～翌午前 5:30、火曜日から金曜日は日本時間午前 6:00～翌午前 5:30 を 1 営業日とします。米国の冬時間は、月曜日から金曜日の日本時間午前 7:00～翌午前 6:30 を 1 営業日とします。
取引時間 (日本時間) (注2)	【夏時間】月曜日午前 7:00～土曜日午前 5:30 の各日午前 5:30～6:00 を除く時間帯 【冬時間】月曜日午前 7:00～土曜日午前 6:30 の各日午前 6:30～7:00 を除く時間帯 ※上記の取引時間内であっても、臨時システムメンテナンスのため取引できない場合がございます。
注文受付時間	原則として、休日、取引時間外を含む 24 時間(ただし、システムメンテナンス時を除く)売買注文を受付いたしますが、売買注文の約定は取引時間内に行ないます。(注3)
決済期限	無し(注4)
決済方法	反対売買による差金決済(注4)
決済日	約定日の 2 営業日後(注4)
1 注文あたりの建玉制限	1 注文につき 1,000 万通貨まで
取引手数料	無料

- (注1) 日本が祝日でも、海外が祝日でない場合、お取引いただけるケースもございます。詳細につきましては、随時、当社 WEB サイトにてお知らせいたしますので、ご確認ください。
- (注2) ロールオーバー処理に要する時間により、お取引開始時間が遅れる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (注3) 原則として、取引時間外に成行注文は受付いたしません。
- (注4) 決済日は約定日の原則 2 営業日後となりますが、反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越すことにより、長期間建玉を維持することができます(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

取扱通貨ペア	取引単位	レートの表示方法	呼値の単位
米ドル/日本円	1 米ドル単位	1 米ドルあたりの円	0.0001 円
ユーロ/日本円	1 ユーロ単位	1 ユーロあたりの円	0.0001 円
ポンド/日本円	1 ポンド単位	1 ポンドあたりの円	0.0001 円
豪ドル/日本円	1 豪ドル単位	1 豪ドルあたりの円	0.0001 円
NZ ドル/日本円	1 NZ ドル単位	1 NZ ドルあたりの円	0.0001 円
カナダドル/日本円	1 カナダドル単位	1 カナダドルあたりの円	0.0001 円
スイスフラン/日本円	1 スイスフラン単位	1 スイスフランあたりの円	0.0001 円
南アフリカランド/日本円	1 南アフリカランド単位	1 南アフリカランドあたりの円	0.0001 円
ユーロ/米ドル	1 ユーロ単位	1 ユーロあたりの米ドル	0.000001 ドル
ポンド/米ドル	1 ポンド単位	1 ポンドあたりの米ドル	0.000001 ドル
豪ドル/米ドル	1 豪ドル単位	1 豪ドルあたりの米ドル	0.000001 ドル

- b. 当社は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社がインターバンク市場の実勢外国為替レートに基づいて提示している為替レート(以下、「カバー取引為替レート」といいます。))に、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。なお、取引為替レートは常に買値と売値を同時に提示する「2-Way 方式」を採用しており、買値と売値は同じではなく価格差(スプレッド)があります。なお、スプレッドは売買数量によって異なりますのでご注意ください。詳細は当社 WEB サイトをご参照ください。
- c. 建玉は、反対売買による差金決済です(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)
- d. 反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)
- e. ロールオーバーとは未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理のことで、決済日の前営業日に翌々営業日(決済日の翌営業日)に決済日を繰り延べます。外国為替証拠金取引においては、反対売買がなされない限り、決済日を 1 営業日ずつ繰り延べますので、長期間建玉を維持することができます。ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント(詳しくは、「決済にともなう金銭の授受」の「(2)スワップポイント」をご参照ください。)を当社との間で授受します。ロールオーバーにより発生したスワップポイントは、ロールオーバー後、即座に資産評価額に反映されます。なお、ロールオーバーは原則として日本時間午前 6:30 以降(米国夏時間の場合は午前 5:30 以降に自動的に行ないます(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。))
- f. お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。(以下、「ロスカット・ルール」といいます。詳しくは、「証拠金」の「(7)ロスカット

の取扱い」をご参照ください。)。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカット・ルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

- g. 決済が日本、米国市場の休業日にあたる場合には、日本、米国市場に共通する翌営業日とします。

<取引レバレッジ>

当社の外国為替証拠金取引では、個人口座のお客様はレバレッジ 25 倍の取引となり、法人口座のお客様はレバレッジ 200 倍の取引となります。

[注]レバレッジ率上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります。

【法人口座におけるお取引注意事項】

- ・法人口座（レバレッジ 200 倍）は、別途当社が行う審査に通過した法人のお客様のみご利用いただけます（審査に通過できなかった場合であっても、その理由は開示いたしませんのであらかじめご了承ください。）。
- ・法人口座の売買注文について、毎週末最終営業日の取引終了時間（夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30）の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、未約定注文は取消いたします。また、毎週末最終営業日の取引終了時間の 15 分前から取引終了時間まで、新規・決済ともに注文は受付いたしませんのでご注意ください。
- ・法人口座の建玉について、毎週末最終営業日の取引終了時間（夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30）の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様のすべての建玉を順次強制決済します。このため、意図せざる損失を被る可能性があります。また、建玉は順次強制決済するため、最終決済価格は決済された時間により異なることがあります。

■ 証拠金

(1) 必要証拠金

各通貨ペアの 1 通貨単位あたりの「必要証拠金」

- ・通貨ペアがクロス円の場合
前営業日取引終了時の当社の仲値レートに個人のお客様は 4%、法人のお客様は 0.5%を、それぞれ乗じた金額になります。
- ・通貨ペアがストレートドル場合
前営業日取引終了時の当社の仲値レートに前営業日の取引終了時の米ドル円の仲値レートを乗じたうえ、個人のお客様は 4%、法人のお客様は 0.5%を乗じた額になります。

- ※ 新規注文の約定時に、個人のお客様の場合はレバレッジが 25 倍を超過しているとき、法人のお客様の場合はレバレッジが 200 倍を超過しているとき、当該新規注文は失効いたします。
- ※ 同一の通貨ペアの売建玉（売ポジション）と買建玉（買ポジション）を同時に持つ場合（「両建て」といいます。）は、取引金額の多いポジションにのみ取引必要証拠金が必要となります。ただし、指値・逆指値の未約定注文につきましてはそれぞれの注文につきまして取引必要証拠金が必要となります。
- ※ 「両建て」は、お客様にとって、買値と売値の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますのでご注意ください。

※ 取引必要証拠金とは、必要証拠金の額に取引数量を乗じた額をいいます。取引必要証拠金は、有価証券による代用はできません。

(2) 証拠金の差入れ

新規に売買注文を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとします。外国為替証拠金取引は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引可能となります。証拠金の入出金は、金融機関等により時間がかかる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに 2 営業日程度、時間を要する場合があります。

不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

(3) 遅延損害金の差入れ

お預かりしている預託金残高を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けています。しかし、相場の急激な変動等により損失が預託金残高の額を超える場合があります。決済の結果損失が発生し、預託金残高から充当できない場合は、遅延損害金を翌営業日午後 3 : 15 までにご入金していただきます。ご入金いただけない場合は、遅延損害金をいただきます(年利 14.6%)。

(4) 証拠金の引出し

お客様は出金可能金額の範囲内で証拠金を銀行口座へ出金することができます。出金依頼は、取引時間外及び休日を含む 24 時間(ただし、システムのメンテナンス時を除きます)、外国為替証拠金取引の画面にて指定する方法により行っていただきます。なお、出金可能金額は当社 WEB サイト上の口座照会/口座状況よりご確認ください。

(5) レバレッジの判定(証拠金規制)

個人のお客様については、原則として各営業日のロールオーバー時にレバレッジ判定を行い、レバレッジが 25 倍を超過し、資産評価額が取引必要証拠金に不足している場合は、不足額(追加証拠金)を充当していただきます。

不足額(追加証拠金)充当の期限は、翌営業日の取引終了時間(夏時間午前 5 : 30、冬時間午前 6 : 30)の 30 分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

なお、法人口座のお客様は、レバレッジの判定による強制決済の対象とはなりません。ただし、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5 : 30、冬時間午前 6 : 30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします(詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

※不足額(追加証拠金)の充当については、原則として翌営業日の取引終了時間(夏時間午前 5 : 30、冬時間午前 6 : 30)の 30 分前までに不足額を外国為替証拠金取引口座にご入金をいただくか、未決済建玉の全部若しくは一部を決済していただき不足額を解消していただく必要がございます。

※相場の好転による不足額(追加証拠金)の充当は認められません。

※個人のお客様のレバレッジが 25 倍を超過し、資産評価額が取引必要証拠金に不足している場合は、取引サイト上にその旨を表示いたします(法人口座のお客様は対象外となります。)。レバレッジが 25 倍を超過する可能性のある口座状況のお客様は、常時取引サイ

トをご確認ください。

※国内が非営業日の場合でも、お取引が可能な日については、前営業日の取引終了時間（夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30）の 30 分前に不足額（追加証拠金）の充当状況を確認させていただきます。また、前営業日の取引終了時間にレバレッジの判定も行います。その場合、営業日に通常使用するロールレートではなく、取引終了時点（夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30）のスポットレート（仲値）を使い判定させていただきます。

(6) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーにともない発生するスワップポイントは、資産評価額に加減算されます。

(7) ロスカットの取扱い

a) ロスカット

預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様のポジションを下表に従い反対売買を行ない決済します（ロスカット）。

選択ロスカット対象	ロスカット基準	ロスカット対象
口座全体	証拠金維持率が 50%を下回った場合	すべてのポジション
通貨ペア別計算	通貨ペア別の評価損がその通貨ペアの取引必要証拠金の 50%を上回った場合	当該通貨ペアのすべてのポジション

ただし、相場の状況により、ロスカット水準になったとしても即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく超える水準で強制決済されることがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動により、預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。

※法人のお客様においては、ロスカット方式について通貨ペア別計算を選択した場合、ZAR/JPY の通貨ペアは、スプレッドと必要証拠金の関係上、新規注文が成立したと同時にロスカットとなりますので、ご注意ください。

b) アラーム通知

証拠金維持率が 100%及び 60%を下回った時点で、アラーム通知を行ないます。

c) 新規建玉注文の自動取消

既に建玉があり、かつ未約定の新規建玉注文がある場合において、証拠金維持率が 100%を下回った場合、当社は即座にすべての未約定の新規建玉注文を取消します。

(8) 小数点の取扱い

お客様の外国為替証拠金取引における評価損益及び確定損益の小数点につき、小数点第 4 位まで計算いたします（小数点下 5 桁目は切り捨て致します）。ポジション保有している間に、スワップ損益は小数点第 4 位まで計算されて保持されます。

資産評価額より出金する際は、端数まで含めた金額を送金できませんので、出金金額は、1 円以上となります。なお、お客様の出金後の資産評価額（残高）が、1 円未満となった場合、当社において資産評価額（残高）を 0 円として処理することができるものとします。

■ 決済にともなう金銭の授受

(1) 決済方法

建玉は反対売買による差金決済となります(法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

注文時は注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預託金残高が増減いたします。

差金決済にともなう当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

【各通貨/日本円の場合】 約定価格差(注 1)×取引数量

【各通貨/米ドルの場合】 約定価格差(注 1)×取引数量×米ドル円レート(注 2)

(注 1) 約定価格差とは、反対売買による差金決済に係る約定価格と当該反対売買による差金決済の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

(注 2) 反対売買による差金決済の際は、約定時のレートを使用して計算します。

(2) スワップポイント

「米ドル/日本円」の米ドルと日本円のように、異なる 2 通貨間の金利差により生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、平成 24 年 5 月現在では豪ドル金利の方が日本円金利より高くなっておりますので、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあります。なお、スワップポイントの支払いにより損失が発生する可能性があります。

お客様が受け取る、あるいは支払う 1 日分のスワップポイントは、当社のカバー先である SBI リクイディティ・マーケット株式会社から受取る、あるいは支払う 1 日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

■ 手数料など諸費用について

取引手数料及び口座管理費は無料です。

■ 益金に係る税金

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

(注) 平成 25 年 1 月より、復興特別所得税の課税により所得税 15.315%、地方税 5%となります。

※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

外国為替証拠金取引手続きについて

お客様が当社と外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。当社はお取引の手段として、オンライン取引サービス（以下、「本サービス」といいます。）をご提供いたします。売買注文・出金指示等、お取引のすべてはお客様ご自身によって行っていただきます。（注）

「外国為替証拠金取引」は、取引時間外及び休日を含む 24 時間ご利用いただくことができます。ただし、取引時間外に当社の所有する通信回線又はシステム機器のメンテナンス等を行う場合には本サービスを停止することがあります。

（注）「本サービス」を除く他の手段（電話、E メール、FAX 等）によって売買注文のご依頼をいただきましても、事故の発生を未然に防ぐため等の理由により当社では執行いたしません。お客様にとっては大変ご不便かと存じますが、ご理解ください。

(1) 口座開設基準

①当社で外国為替証拠金取引口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

- ・年齢満 18 歳以上 80 歳以下（注）で行為能力を有すること。
- ・当社より常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」及び「外国為替証拠金取引約款」を十分に理解されていること。
- ・十分な金融資産及び知識があること。
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類を電子的に送付（本人確認書類を PDF 化、映像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード）又は郵送して口座開設していただきます。

③お客様は、当社が推奨する本サービスを利用するのに必要な通信機器、その他のシステム機器及び通信手段等（当社 WEB サイトにて掲載しています）をお客様ご自身により用意していただく必要がございます。お客様が用意される機器等により、お客様が利用できるサービスに制約が出る場合がございます。

お客様の投資経験、知識、資力等を考慮し、場合によっては、外国為替証拠金取引口座の開設に応じることができないこともあります。その際の審査結果の事由につきましては、開示しておりませんので予めご了承ください。

（注）満18歳以上20歳未満のお客様（既婚者を除く。以下「未成年者」といいます。）につきましては、法定代理人から書面による未成年者の取引に関する同意書、法定代理人であることを証する書面（親権者全員と未成年者本人の続柄が記載された戸籍謄本（抄本）又は住民票）及び法定代理人の本人確認書類（住民票以外）を提出していただきます。

(2) 口座開設までの流れ

①当社の外国為替証拠金取引は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。

②電子的に交付される「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」（本書面）及び「外国為替証拠金取引約款」（以下、「約款」といいます。）をよくお読みください。

③本書面及び約款を理解したうえで、外国為替証拠金取引口座開設申込画面に表示されます外国為替証拠金取引についての確認文言をご確認いただき、外国為替証拠金取引

口座の申込を行ってください。

- ④口座開設基準を満たした場合、当社からお客様に対しログイン ID 及びパスワードを発行し、転送不要の簡易書留郵便（またはそれに相当する郵便）により通知します。
- ⑤銀行口座等から必要な証拠金をご入金ください。ご入金が完了後、お取引が可能となります。

ログイン ID 及びパスワードは、常にお客様ご本人が使用し、お客様ご自身で管理してください。お客様のログイン ID 及びパスワードが第三者に使用され取引が行なわれたときなど、入力されたログイン ID 及びパスワードと当社に登録されているログイン ID 及びパスワードの一致を確認して行われた取引については、いかなる場合であっても、その結果生じた一切の損害について当社は責任を負いません。

(3) (取引名義及び本人確認)

- ①お客様は、本サービスの利用に際しては、本人確認書類に記載の住所又は所在地、及び氏名若しくは名称又は商号を使用していただく必要がございます。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（またはそれに相当する郵便）でログイン ID 及びパスワード通知書面を送付いたします。
- ②お客様は、預託金残高を出金するための銀行口座等をあらかじめ当社に対し届け出る必要がございます。お届けいただく銀行口座等は本人名義に限られ、当社は本人名義であることを確認した上で、出金手続きを行います。
- ③住所及び氏名を含む各種お届け出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

(4) 注文の指示事項

外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- ①注文する通貨ペア
- ②売付取引または買付取引の別
- ③注文数量
- ④売買注文の種類(執行条件、価格、注文パターン)
- ⑤注文の有効期間
- ⑥その他お客様の指示によることとされている事項

(5) 売買注文の種類

外国為替証拠金取引の「執行条件」には以下の方法があります。

a) 成行注文

約定する為替レートを指定せず、当該注文が当社のサーバに到達した時点の取引レートで約定する注文です。ただし、確認画面における表示レートは「参考レート」であるため、必ずしも約定するレートと同一であるとは限りません。お客様が注文発注ボタンを押下してから、お客様の注文が当社のサーバに到達するまでの間にレート変動がある場合は、注文発注時点のレートとは異なるレートで約定することがあります。この場合、お客様にとって有利・不利どちらのレートであっても約定します。

b) 指値注文

約定する為替レートを指示する注文方法で、買付けなら指示した為替レート以下、売付けなら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文です。この場合、週明けあるいはメンテナンス時間終了直後は、お客様が指定されたレートより有利なレートで約定することがあります。また、指値注文は取引レートよりも 50% を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

c) 逆指値注文

為替レートを指示する注文方法で、指値注文とは逆に、買付けなら指示した為替レート以上、売付けなら指示した為替レート以下になった時点で成行として発注される注文です。なお、成行注文として発注されますので、指示した為替レートで約定するとは限りません。

逆指値注文は取引レートよりも 50% を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

外国為替証拠金取引の「注文パターン」には以下の方法があります。

a) IFD

IFD とは「If Done＝もし約定したら」の略で、2 つの注文(新規注文とその決済注文を組み合わせた注文)を同時に出しておき、最初の注文が約定したら、もう一方の注文が有効になる注文方法です。最初の注文が約定しない限り後者の注文は待機中として扱われます。なお、子注文が指値で約定した場合、お客様にとって有利なレートで約定することがあります。

b) OCO

OCO は「One Cancels Others＝ひとつが約定したら、もう一方はキャンセル」の略。異なる 2 つの執行条件の注文を出しておき、どちらか一方が約定したら残りは自動的にキャンセルされる注文方法です。

c) IFDOCO

IFDOCO は IFD と OCO をさらに組み合わせた注文方法です。「新規注文と一緒に利食い/損切りの両サイドに決済注文を出しておきたい」といった具合に、リスクを限定する注文が可能になります。なお、子注文が指値で約定した場合、お客様にとって有利なレートで約定することがあります。

注文パターン	親注文			子注文①			子注文②		
	取引	売買	執行条件	取引	売買	執行条件	取引	売買	執行条件
IFD	新規	買(売)	指値	決済	売(買)	指値			
			指値			逆指値			
			逆指値			指値			
			逆指値			逆指値			
OCO	新規	買(売)	指値	新規	買(売)	逆指値			
			逆指値			指値			
			指値		売(買)	指値			
			逆指値			逆指値			
	決済	売(買)	指値	決済	買(売)	逆指値			
			逆指値			指値			
IFDOCO	新規	買(売)	指値	決済	売(買)	指値	決済	売(買)	逆指値
			指値			逆指値			指値
			逆指値			指値			逆指値
			逆指値			逆指値			指値

d) 2WAY 注文

注文時点の売値と買値を確認し、その価格及びスリッページ幅を指示する注文方法です。注文発注後にレート変動があった場合、指定したスリッページ幅の範囲内で約定を優先させて当社のサーバに到達した時点のレートで約定します。提示されたレートで、すぐに取り引したい場合に有効な注文です。

＜注意事項＞スリッページ幅を指定した場合は下記の場合、注文が失効又は約定しません。

※売注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて上昇した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

※買注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて下落した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

e) トレール注文

トレール注文とは逆指値注文に値幅指定機能を追加する注文です。逆指値を注文するときに値動きによって売り逆指値価格を引き上げたり、買い逆指値価格を引き下げたりする注文です。

(6) 注文の有効期間

売買注文(新規注文、反対売買)の有効期間は、成行注文を除き、「当日」、「今週末」、及び「無期限」から選択することができます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点をもって失効します。

(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、未約定注文は取消しいたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

(7) 注文の受付・変更・取消

a) 注文の受付

お客様が本サービスを利用して取引注文をする時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、当該内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。

お客様が行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部または全部の注文の執行を行わないこともあります。

お客様の入力ミス等の事由によりお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。

b) 注文の変更・取消

お客様が本サービスを利用して行った売買注文については、成立前の注文に限り、変更又は取消を行うことができます。

回線障害又は通信環境の変化に起因して変更・取消処理が完了しないことにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

(8) 売買成立の確認

お客様は売買注文の成立又は不成立等を外国為替証拠金取引画面にて確認していただきます。

(9) 証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。
(詳しくは、「証拠金」をご参照ください。)

(10) 反対売買による差金決済による建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。
決済される建玉は、お客様が指定した建玉となり、一括決済の場合は、お客様が建玉の古い順、建玉の新しい順、損失が大きい順、利益が大きい順の中から選択された方式によります。

(11) 手数料

取引手数料及び口座管理費は、無料です。

(12) 取引結果、建玉、預託金残高等の報告

当社は、取引の都度、取引状況が記載されたもの（「取引報告書（兼）証拠金受領報告書（兼）取引残高報告書」）、ならびに 1 ヶ月間の入出金の各合計額、当該期間終了時点の未決済建玉及び証拠金の状況が記載されたもの（「月次取引残高報告書」）を作成し、お客様に電子的に通知いたします。（以下「電子交付サービス」といいます。）

内容をご確認され、「取引報告書（兼）証拠金受領報告書（兼）取引残高報告書」等の記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社までお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。

a) 「電子交付サービス」の種類

当社の WEB サイト内の認証が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法

b) 「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、当社が推奨いたしますブラウザが必要となります。詳細は、当社 WEB サイトをご確認ください。

c) 書面の閲覧

システムメンテナンス時間等を除き、当社約款及び本書面は、当社 WEB サイト上で閲覧できます。

d) ご通知の時期

お取引及び証拠金の入出金に係るご通知については、翌営業日までに、月間のお取引等に係るご通知については、毎月第 3 営業日までに、当社 WEB サイト内の報告書閲覧画面へ記録します。

e) その他

電子交付をご利用いただいている場合でも、電子交付に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が書面の電子交付に代えて、既に電子交付した書面を含めて、紙（郵送）による交付を行うことがございます。

通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬等には、一切の責任を負いかねます。

(13) 総建玉限度額

総建玉限度額は無制限とします。ただし、当社の定めに従って、一部のお客様につきま

しては、総建玉限度額の制限を行います。総建玉限度額は、既存建玉及び新規建玉を前営業日の取引終了時のレートを用いて算出いたします。

(14) 注文発注時のご注意事項

SBIFXTRADE では以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、あるいは制限を加えさせていただきます。

a) 端末機器、接続回線、またはプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された注文。

b) 短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様または当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

c) 自動売買プログラム等を使用していると推定される注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

d) その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす又はその可能性がある注文。

e) お客様からの注文や取引等が同調的になっていると当社が判断した場合。

(15) お客様の禁止行為

a) 債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する外国為替証拠金取引にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

B) 口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に外国為替証拠金取引口座の開設及び取引をさせてはいけません。

(16) 通知の方法

当社からお客様への通知は、原則としてインターネットを利用し、当社の取引画面、電子メール、WEB サイトにて発信させていただきます。ただし、当社が必要と判断する場合は、書面、電子メール、または電話等の方法により通知する場合があります。

(17) 取引約款、本書面等、外国為替証拠金取引の内容に関して、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、(15)の方法にてお客様に通知を行います。

(18) 動作環境と使用機器

OS

Windows XP SP3

Windows Vista SP2 (32/64bit) 以上

Windows7 (32/64bit) 以上

インターネットブラウザ

Internet Explorer8.0 以上

DISK

100MB 以上の空き容量
モニタ
1024×768 以上の解像度
CPU
pentium4 3.00Ghz 以上
メモリ
512MB 以上 ※Windows Vista, Windows7 は 1GB 以上推奨

(19) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした外国為替証拠金取引、又はお客様のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。))に関して、次のような行為が禁止されております。

- a. 外国為替証拠金取引契約(お客様を相手方とし、又はお客様のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。))に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘をする行為
- e. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。))を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生じさせる表示をする行為
- l. 外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- m. 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用すること、その他不正の手段により取得する行為
- p. 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為
- s. 外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v. において同じ。）につき、個人のお客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の4%を乗じた額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における個人のお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の4%を乗じた額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

当社の概要について

商号等	S B I F Xトレード 株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2635 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会・団体	一般社団法人 金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日等を除く。）
資本金	4 億 8000 万円(平成 25 年 3 月 29 日現在)
主な事業	金融商品取引業（店頭外国為替証拠金取引）
設立年月	平成 23 年 11 月
連絡先	コールセンター（0120-982-417） にご連絡ください。

外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

本書面及び当社外国為替証拠金取引における用語の定義は以下の通りです。

・相対取引

売り手と買い手が 1 対 1 で取引すること。外国為替証拠金取引は、当社とお客様の相対取引です。

・インターバンクレート

インターバンク市場における為替直物(スポット)取引の為替レート。

・売建玉

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・売値(Ask、オファー)

当社がお客様に提示する売値。お客様が買付けを行なう際の参考値です。

・外国為替市場

外国為替の売買が行われる場。外国為替の売買には取引所が存在せず、取引を行う当事者同士が電話などで直接売買するため、それらを総称して外国為替市場と呼ばれます。

・買建玉

買付取引のうち、決済が終了していないもの。

・買値(Bid)

当社がお客様に提示する買値。お客様が売付けを行なう際の参考値です。

・買戻し

売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引。

・カバー取引

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う外国為替取引のこと。

・為替直物取引(スポット)

約定日の 2 営業日後を決済日として、外貨とその対価となる通貨の受渡しを行う取引。

・金融商品取引業者

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者のこと。

・決済日

決済を行う日。外国為替証拠金取引では、約定日の通常 2 営業日後が決済日です。

・差金決済

外貨とその対価となる通貨の交換を行わずに、取引の結果生じた差損益金(=差金)を受け払うことで清算する決済方法。外国為替証拠金取引では、反対売買を行い、外貨の受け払いを建玉によるものと反対売買によるものとで相殺する一方、建玉と反対売買の間に発生した差損益金を受け払います。

・指値注文

価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文のこと。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

・実効レバレッジ

総建玉金額を資産評価額で除した割合(小数点3位切り上げ)

・資産評価額

預託金残高に損益評価額を加え、出金依頼額を減じた額いたもの。

・スリッページ

注文を行ったときの値段と約定したときの値段とのズレ幅。

・スワップポイント

ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額。外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。

・損益評価額

未決済建玉に係る評価損益の額とロールオーバーによって発生したスワップポイントの額を合計したもの。

・新規注文可能額

資産評価額から、取引必要証拠金及び注文中証拠金を減じた額。

・2-Way 方式

売値と買値の取引レートを同時に提示する方法。なお、買値と売値は同じではなく差があります。

・デイ・トレード

新規建玉と反対売買を同一営業日に行うこと。

・デリバティブ取引

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引のこと。例、店頭外国為替証拠金取引、店頭外国為替オプション取引、店頭CFD取引など。

・転売

買建玉を決済するために行う売付取引。

・特定投資家

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等のこと。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

・取引必要証拠金

各通貨ペアごとの必要証拠金の額に建玉数量(両建の場合は売買建玉の取引金額の多い方)を乗じた額の合計額

・値洗い

建玉について、毎日の市場価格の変化にともない、評価替えする手続き。

・必要証拠金

当社が別途定めた各通貨ペアの1通貨単位あたりの必要な証拠金。

・ファーストイン・ファーストアウト (First In・First Out)

「先入れ・先出し」という意味で、建玉を決済する順番を表します。最も古い建玉から選択し決済を行います。

・米国夏時間

米国夏時間の期間は3月第2日曜日から11月第1日曜日の前日まで。

・米国冬時間

米国冬時間の期間は11月第1日曜日から3月第2日曜日の前日まで。

・ヘッジ取引

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・預託金残高

お客様が当社の外国為替証拠金取引口座に預託している金銭の残高

・証拠金維持率

資産評価額を取引必要証拠金で除した割合。

・呼値

取引レートにおける値動きの最小単位。

・両建て

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時にもつこと。

・レバレッジ

少額の資金で大きな金額の取引をすること（テコの原理）。例えば、10 万円の証拠金で 100 万円相当額の外貨を売買した場合、証拠金に対して 10 倍に相当する資金を運用しているため、10 倍のレバレッジをかけていることになります。

- ・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

建玉の決済日の前営業日に、建玉を翌々営業日（＝決済日の翌営業日）を決済日とする建玉に繰延べる処理。繰延べた 1 日分の金利差から計算されるスワップポイントの受け払いが発生します。ただし、土日や各国の休日等により決済日を数日繰延べる場合もあります。

以上
(平成 25 年 7 月)